



平成29年 5 月 22日

各 位

上場会社名 株式会社T&K TOKA  
代表者 代表取締役社長 増田 至克  
(コード番号 4636 東証第一部)  
問合せ先責任者  
常務取締役管理本部本部長 北條 実  
(TEL 03-3963-0511)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年 5 月 22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成29年 6 月 22日開催予定の当社第75回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

なお、本制度導入は、平成29年 5 月 9 日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、本株主総会で監査等委員会設置会社への移行が承認可決されることを条件としております。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り同じとする。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

なお、本制度は、平成28年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえたものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社の取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、取締役の報酬額は、平成 8 年 6 月 25日開催の第54回定時株主総会において、「年額300百万円以内」とする旨、および平成25年 6 月 21日開催の第71回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を「年額75百万円」を上限とする旨それぞれ決議いただき今日に至っておりますところ、本株主総会においては、これらに対応する取締役の報酬等の額の設定についても付議させていただく予定ですが、これらとは別枠で、次のとおり、本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するための報酬を支給することについて、本株主総会に付議することといたします。

## 2. 本制度の概要

当社の取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。本制度に基づき当社の取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額75百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と定めることといたします。各取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して、取締役会において決定することといたします。

なお、報酬諮問委員会および取締役会が各取締役への具体的な支給時期および配分を決定するに際しては、予め業績条件を設定するものとし、業績が当該条件を達成した事業年度についてのみ、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の支給を行うものいたします。ご参考までに、平成30年3月期から平成32年3月期までの業績条件は、いずれの事業年度につきましても、ROE 5%以上、かつ、連結当期純利益17億円以上といたします。平成33年3月期以降の業績条件につきましても、当該各事業年度開始前に、改めて設定の上、適時適切に開示いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年60,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として割り当てられた当社の普通株式を引き受ける当社の取締役特に有利な金額とならない範囲にて、取締役会において決定されます。

本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と当社の取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- ① 当該取締役は、払込期日から3年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 当該取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③ 上記①の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上